

令和3年度 1級管工事施工管理技士 二次試験 解答試案

2022/1/12

■下記は受験者の皆様の参考に資するため、当社が作成した解答の試案です。試験実施団体の発表によるものではありません。

【問題1】

〔設問1〕 次の(1)～(5)の記述について、適当な場合には○を、適当でない場合には×を記入しなさい。

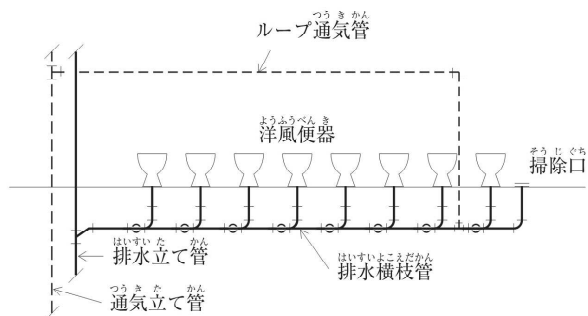
- (1) 送風機の吐出し口直後に風量調節ダンパーを取り付ける場合、風量調節ダンパーの軸が送風機の羽根車の軸に対し平行となるようにする。
- (2) サプライチャンバーやレタンチャンバーの点検口の扉は、原則として、チャンパー内が正圧の場合は外開き、負圧の場合は内開きとする。
- (3) 強制循環式の下向き給湯配管では、給湯管、返湯管とも先下がりとし、勾配は1／200 m上とする。
- (4) 冷温水横走り配管の径違い管を偏心レジューサーで接続する場合、管内の天端に段差ができないように接続する。
- (5) 電気防食法における外部電源方式では、直流電源装置から被防食体に防食電流が流れるように、直流電源装置のプラス端子に被防食体を接続する。

解答例〔設問1〕

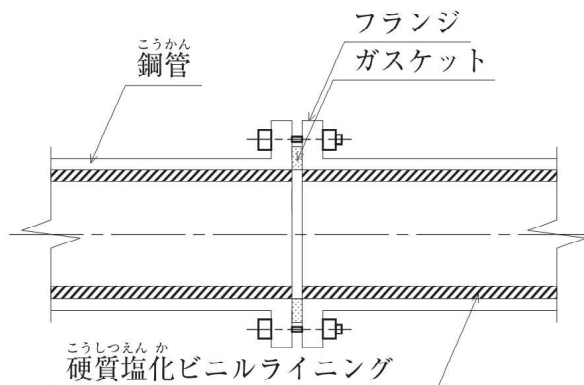
×	(1)	送風機の吐出し口直後にダンパーを設ける場合は、ダンパーの軸を羽根車の軸に対して直角とする。
×	(2)	原則として、正圧の場合には内開き、負圧となる場合は外開きとする。
○	(3)	
○	(4)	
×	(5)	直流電源装置のプラス極を電解質中に設置した耐久性電極に接続し、マイナス極を被防食体に接続する。

〔設問 2〕 (6) 及び (7) に示す図について、適切でない部分の改善策を記述しなさい。

(6) 多層建物の中間階の通気配管図



(7) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管フランジ接合断面図

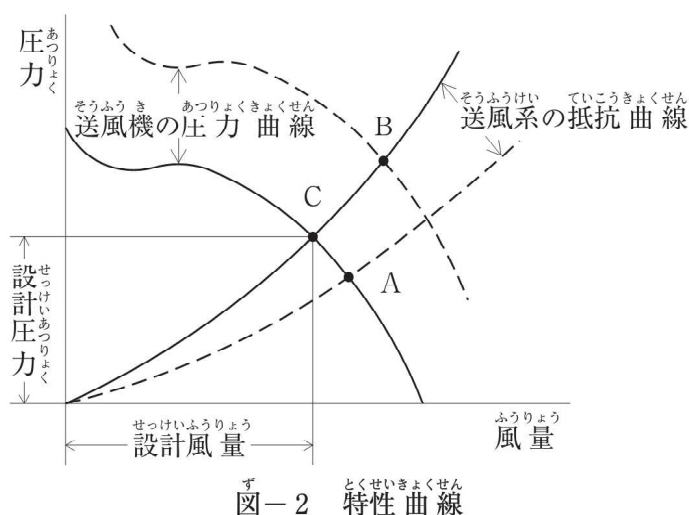
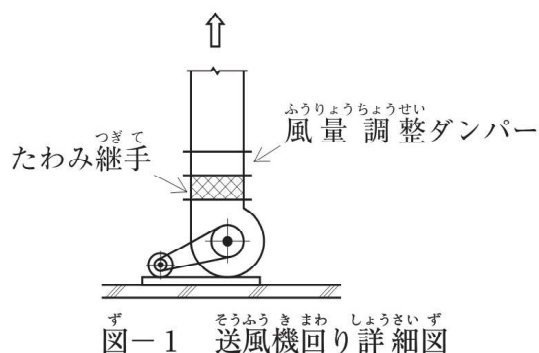


解答例〔設問 2〕

	適切でない部分の改善策	
(6)	(6) 多層建物の中間階の通気配管図	・ 1 本のループ通気管で保護できる大便器の個数は 7 個まで。 ・ 7 個以上の器具がある場合は、最上流の器具前の排水管から逃がし通気管を立ち上げる。
(7)	フランジ接合の例	フランジ同士を接続する場合には、配管内部の流体の漏れ防止のために、配管接続部全体にガスケットを挟み込みボルトで締付ける。 備考 「標仕」では、WSP011 : 2006 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管) を使用しているが、これは裸管にフランジを溶接した後ライニングを行う、いわゆる工場加工品を使用することを規定している。製作方法としては、施工図で各部材の長さを正確に割り出し、その長さのものを製造者に発注するか、現場で裸管にフランジを仮付けしたものしを製作し、これを工場に持ち込みライニングを行う方法がある。

- 〔設問 3〕 (8)に示す図－1の送風機の特性能曲線が図－2のとき、①及び②の答えをそれぞれの解答欄に記述しなさい。
- ① 送風機がA点で運転されている場合、設計点Cで運転するように調整する方法を簡潔に記述しなさい。
- ② 送風機がB点で運転されている場合、設計点Cで運転するように調整する方法を簡潔に記述しなさい。

(8) 送風機回り詳細図及び特性能曲線

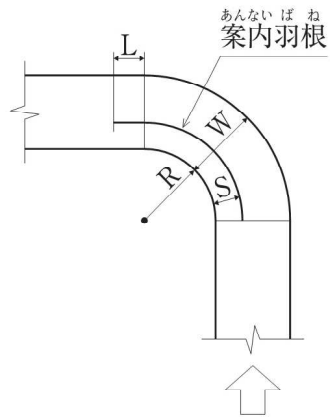


解答例〔設問3〕

	送風機がA点で運転されている場合、設計点Cで運転するように調整する方法
①	吐出しダンパー調整法で、風量が過大である場合は、送風機出口の風量調整ダンパーを絞って調整する。
	送風機がB点で運転されている場合、設計点Cで運転するように調整する方法
②	回転調整法で、送風機の回転数を変化させて風量を調整するもので、プーリを交換して回転数を減じる。

〔設問 4〕 (9)に示す図について、 $W = 600\text{mm}$ の場合、解答欄の①に L の寸法〔mm〕、解答欄の②に S の寸法〔mm〕を記述しなさい。ただし、 $R < W$ とする。

(9) 長方形ダクト用 1 枚羽根付きエルボ詳細図



解答例〔設問4〕

①	L の寸法〔mm〕	200〔mm〕
②	S の寸法〔mm〕	200〔mm〕

【問題 2】

【問題 2】 中央機械室の換気用として多翼送風機（呼び番号 3、V ベルト駆動）を天井吊り設置する場合の留意事項を解答欄に具体的かつ簡潔に記述しなさい。

記述する留意事項は、次の(1)～(4)とし、それぞれ解答欄の(1)～(4)に記述する。
ただし、工程管理及び安全管理に関する事項は除く。

- (1) 送風機の製作図を審査する場合の留意事項
- (2) 送風機の配置に関し、運転又は保守管理の観点からの留意事項
- (3) 送風機の天井吊り設置に関する留意事項
- (4) 送風機の個別試運転調整に関する留意事項

【問題 2】 解答例

	留意事項
(1)	① 電源電圧、多翼送風機容量は設計図書を満たしているか。 ② 中央機械室への機器搬入や現地取付け作業に支障はないか。 ③ 多翼送風機を駆動する電動機は省エネ型となっているか。 ④ 材料の選定は適切か。
(2)	V ベルト駆動の場合、V ベルトの回転方向がベルトの下側引っ張りとなるように電動機を配置する。
(3)	吊り構造とする場合、形鋼でかご形に溶接した架台上に据え付け、形鋼製かご形架台の吊り下げ荷重・地震力に耐えるようにスラブ鉄筋に緊結したアンカーボルトで固定する。
(4)	機器ごとに点検及び安全装置等の機能確認を行い、機器が正常な稼働状態にあり、機器単体として性能を確認する。

【問題 3】

【問題 3】 高置タンク方式において、揚水ポンプ(渦巻ポンプ、2 台)を受水タンク室に設置する場合の留意事項を解答欄に具体的かつ簡潔に記述しなさい。

記述する留意事項は、次の(1)～(4)とし、それぞれ解答欄の(1)～(4)に記述する。
ただし、工程管理及び安全管理に関する事項は除く。

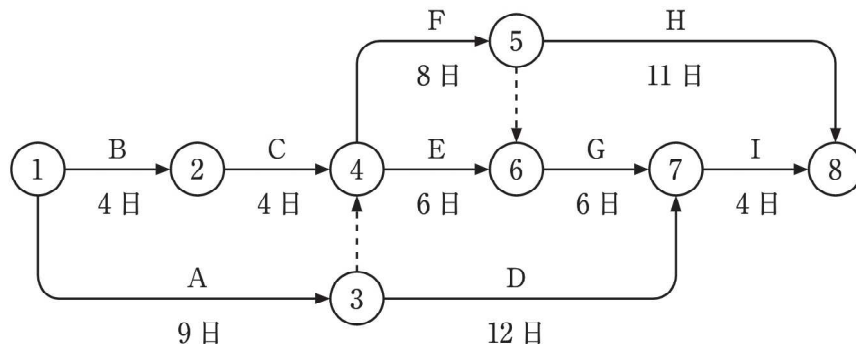
- (1) ポンプの製作図を審査する場合の留意事項
- (2) ポンプの基礎又はアンカーボルトに関する留意事項
- (3) ポンプ回りの給水管を施工する場合の留意事項
- (4) ポンプの個別試運転調整に関する留意事項

【問題 3】 解答例

	留意事項
(1)	①ユニットの吸込・吐出配管に、防振継手を設けているか。 ② 途中に空気溜りが発生する箇所を無くすようにポンプに向かって 1/100 以上の上り勾配を設けているか。 ③吸込配管に仕切弁を取付けていないか。フート弁は最低水位より管径の 2 倍以上沈ませ、かつ水槽底面及び側面より管径の 1 ～ 1.5 倍以上離しているか。
(2)	①基礎はコンクリート製とし、高さは 300 mm以上とする。 ②コンクリート打設後、養生日数 10 日以上経過し所定の強度の発現を確認して据付ける。 ③ポンプが転倒したり、ポンプの振動により配管などを破損しないように、基礎ボルトでポンプを確実に固定する。 ④アンカーボルトはフックを付けて基礎コンクリート中に堅固に固定する。
(3)	①配管類の重量が、ユニット本体にかからないように配管支えを設ける。 ②ポンプ、バルブ又は配管などからの異常な水漏れに備え、設置場所の床面には排水・防水処理を行う。
(4)	①火災や感電の原因になるので、定格電圧・定格周波数以外では運転しない。 ②正規の回転方向で運転する。誤った回転方向で運転すると、振動などでボルトなどがゆるみ、事故の原因になる。 ③運転中は回転部分に触れたり、開口部に指や異物などを入れない。感電、破損、けがの原因になる。

【問題 4】

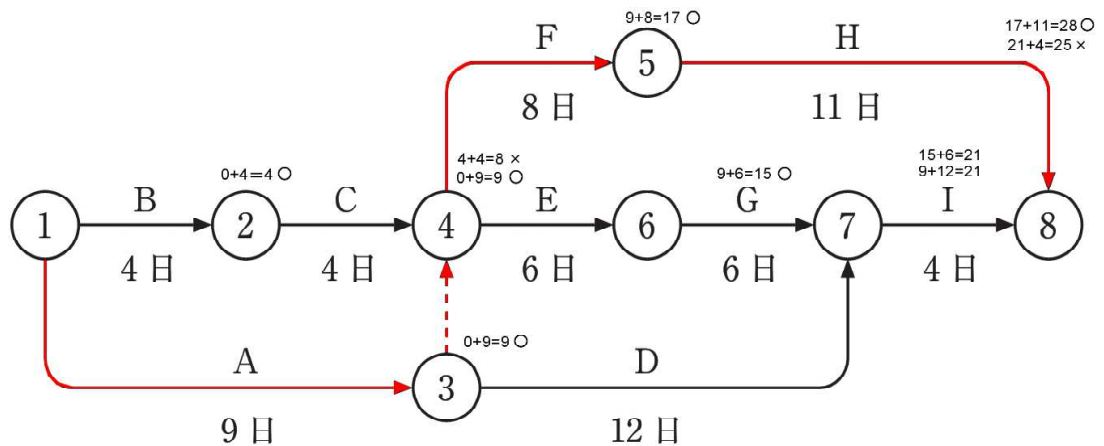
【問題 4】 下図に示すネットワーク工程表において、設問 1 及び設問 2 の答えを解答欄に記述しなさい。ただし、図中のイベント間の A～J は作業内容、日数は作業日数を表す。



〔設問 1〕 イベント番号を矢印（ダミーは破線矢印）でつなぐ形式で、クリティカルパスの経路を答えなさい。

解答例〔設問 1〕

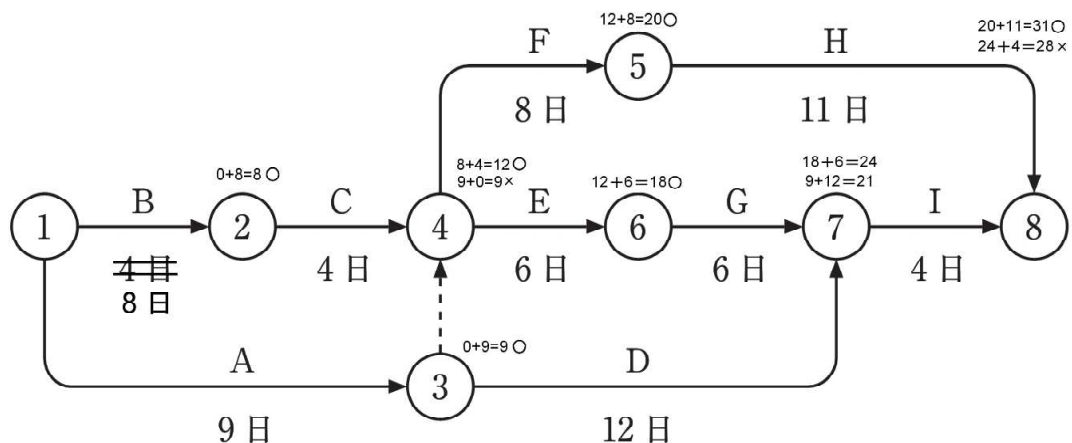
クリティカルパスの経路：1→3→4→5→8



〔設問 2〕 工事着手から 3 日後に工程を再検討したところ、作業内容 B の完了が 4 日遅れることが判明した。その他の作業内容（A、C～D は予定どおりの作業日数で進行するものとして、作業内容 B の完了が 4 日遅れる場合の所要工期を答えなさい。

解答例〔設問 2〕

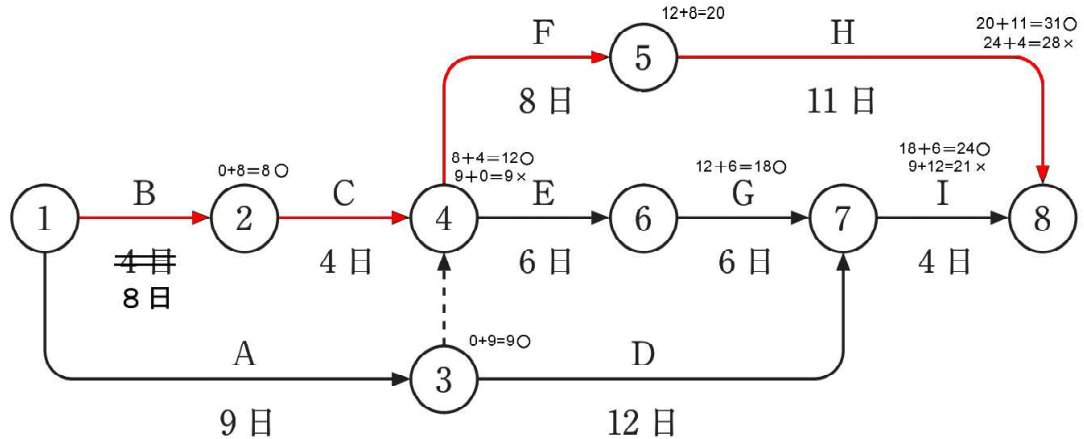
所要工期：31 日



〔設問 3〕 作業内容 B の完了が 4 日遅れる場合の工程の再検討において、当初の工期で完成させるために、作業日数を短縮する必要がある作業内容を作業内容（A～I）から特定する方法を簡潔に記述しなさい。

解答例〔設問3〕

作業日数を短縮する必要がある作業内容は、F と H で 4 日間短縮する。



〔設問 4〕 作業内容 B の完了が 4 日遅れる場合において、当初の工期で完成させる短縮パターンのうち、作業日数を短縮する作業内容の数が最少となる短縮パターンを、作業日数を短縮する作業内容（A～I）と短縮する日数の組合せを列挙する形式で答えなさい。作業日数を短縮する作業内容の数が最少となる短縮パターンが複数ある場合は、そのすべてのパターンを答えなさい。

ただし、短縮できる作業日数は、当初の作業日数の 30 % 以内で整数とし、工事着手から 3 日後の時点で施工中の作業内容は短縮できないものとする。

解答例〔設問4〕

A の 30 % 短縮後の作業日数は、 $9 \times 0.7 = 6.3$ で 6 日 $\Rightarrow$ A で 4 日短縮
 C の 30 % 短縮後の作業日数は、 $4 \times 0.7 = 2.8$ で 2 日 $\Rightarrow$ C で 2 日短縮
 D の 30 % 短縮後の作業日数は、 $12 \times 0.7 = 8.4$ で 8 日 $\Rightarrow$ D で 4 日短縮
 E の 30 % 短縮後の作業日数は、 $6 \times 0.7 = 4.2$ で 4 日 $\Rightarrow$ E で 4 日短縮
 F の 30 % 短縮後の作業日数は、 $8 \times 0.7 = 5.6$ で 5 日 $\Rightarrow$ F で 4 日短縮
 G の 30 % 短縮後の作業日数は、 $6 \times 0.7 = 4.2$ で 4 日 $\Rightarrow$ G で 4 日短縮
 H の 30 % 短縮後の作業日数は、 $11 \times 0.7 = 7.7$ で 7 日 $\Rightarrow$ H で 4 日短縮
 I の 30 % 短縮後の作業日数は、 $4 \times 0.7 = 2.8$ で 2 日 $\Rightarrow$ I で 2 日短縮

以上より、作業日数を短縮する作業内容の数が最少となる短縮パターンは 7 パターンで、

- ・ A 又は D 又は E 又は F 又は G 又は H の作業で 4 日短縮（6 パターン）
- ・ C の作業で 2 日と I の作業で 2 日の合計で 4 日短縮

〔設問 5〕 工期の短縮において、クリティカルパス以外のパスに短縮の必要が生じた場合、そのパスのことを何と呼ぶか記述しなさい。

解答例〔設問5〕

準クリティカルパス
リミットパス

【問題 5】

【問題 5】 次の設問 1 及び設問 2 の答えを解答欄に記述しなさい。

〔設問 1〕 建設工事現場における架設通路からの墜落防止措置に関する文中、A-1 ～ A-2 に当てはまる「労働安全衛生法」に定められている数値を解答欄に記述しなさい。

事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所に、原則として、高さ 85 センチメートル以上の手すり等及び高さ A-1 センチメートル以上 A-2 センチメートル以下の中柵等を設けなければならない。

また、建設工事の架設通路に使用する高さ B-1 メートル以上の登り栈橋には、B-2 メートル以内ごとに踊場を設けなければならない。

〔設問 2〕 石綿等を取り扱う作業に関する文中、C ～ E に当てはまる「労働安全衛生法」に定められている語句又は数値を解答欄に記述しなさい。

事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、原則として、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又は C 型換気装置を設け、石綿作業主任者に、局所排気装置、C 型換気装置等を D か月を超えない期間ごとに点検させなければならない。

また、事業者は、上記の装置については、原則として、1 年以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を行い、その記録を E 年間保存しなければならない。

【問題 5】 解答例

		解 答 欄
(1)	A-1	35
	A-2	50
	B-1	8
	B-2	7
(2)	C	プッシュプル
	D	1
	E	3

【問題 6】

あなたが経験した管工事のうちから、代表的な工事を 1 つ選び、次の設問 1 ～設問 3 の答えを解答欄に記述しなさい。

【問題 6】 あなたが経験した管工事のうちから、代表的な工事を 1 つ選び、設問 1 ～設問 3 の答えを解答欄に記述しなさい。

【問題6】 解答例

〔設問 1〕 その工事につき、次の事項について記述しなさい。

- (1) 工事名 100 人町小学校新築工事（給排水設備工事）
- (2) 工事場所 仙台市若林区 100 人町 40-1
- (3) 設備工事概要 RC 造、6,200 m²、3 階、受水槽 60 m³ 1 台、給水管 20A580 m
- (4) 現場での施工管理上のあなたの立場又は役割 現場主任

〔設問 2〕 上記工事を施工するにあたり「工程管理」上、あなたが特に重要と考えた事項を解答欄の(1)に記述しなさい。
また、それについてとった措置又は対策を解答欄の(2)に簡潔に記述しなさい。

(1) 特に重要と考えた事項

旧校舎の解体工事に遅れが生じたため、新築工事の工程短縮を求められた。

そのため配管工事の工程短縮が特に重要と考えた。

(2) とった措置又は対策

① 受水槽のコンクリート基礎工事の養生期間を短縮するためプレキャスト基礎
に変更した。

② コンクリート作業員を配管作業にまわし、1 班体制から 2 班体制とした。

〔設問 3〕 上記工事の「総合的な試運転調整」又は「完成に伴う自主検査」において、あなたが特に重要と考えた事項を解答欄の(1)に記述しなさい。
また、それについてとった措置を解答欄の(2)に簡潔に記述しなさい。

(1) 特に重要と考えた事項

水漏れがないようにするため、継手の施工、配管後の水圧試験を万全とする

ことを特に重要と考えた。

(2) とった措置又は対策

① 継手を確実に締めたか全数チェックさせ、それを作業者名とともに施工図に記載させ、
配管管理担当者にそれをチェックさせた。

② 水圧試験は、系統を工夫し最低 2 回行い、その結果は試験者の名称等を記載した水圧
試験表としてまとめ、配管管理担当者にそれをチェックさせた。

追 補

石綿障害予防規則 第四章 管理（第十九条―第三十五条の二）

（石綿作業主任者の選任）

第十九条 事業者は、令第六条第二十三号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

（石綿作業主任者の職務）

第二十条 事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること。
- 二 局所排気装置、**プッシュプル型換気装置**、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための**装置を一月を超えない期間ごとに点検**すること。
- 三 **保護具の使用状況を監視**すること。

（定期自主検査を行うべき機械等）

第二十一条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置（石綿等に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

- 一 第十二条第一項の規定に基づき設けられる局所排気装置
- 二 第十二条第一項の規定に基づき設けられるプッシュプル型換気装置
- 三 第十八条第一項の規定に基づき設けられる除じん装置

（定期自主検査）

第二十二条 事業者は、前条各号に掲げる装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同条の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 局所排気装置
 - イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度
 - ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
 - ハ ダクトの接続部における緩みの有無
 - ニ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
 - ホ 吸気及び排気的能力
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
- 二 プッシュプル型換気装置
 - イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度
 - ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
 - ハ ダクトの接続部における緩みの有無
 - ニ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
 - ホ 送気、吸気及び排気的能力
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
- 三 除じん装置
 - イ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
 - ロ 当該装置内におけるじんあいのたい積状態
 - ハ ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無
 - ニ 処理能力
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

2 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

（定期自主検査の記録）

第二十三条 事業者は、前条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(点検)

第二十四条 事業者は、第二十一条各号に掲げる装置を初めて使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を行ったときは、当該装置の種類に応じ第二十二条第一項各号に掲げる事項について、点検を行わなければならない。

(点検の記録)

第二十五条 事業者は、前条の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 点検年月日
- 二 点検方法
- 三 点検箇所
- 四 点検の結果
- 五 点検を実施した者の氏名
- 六 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(補修等)

第二十六条 事業者は、第二十二条の自主検査又は第二十四条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

(特別の教育)

第二十七条 事業者は、石綿使用建築物等解体等作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

- 一 石綿の有害性
- 二 石綿等の使用状況
- 三 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- 四 保護具の使用法
- 五 前各号に掲げるもののほか、石綿等の粉じんのばく露の防止に関し必要な事項

2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(休憩室)

第二十八条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2 事業者は、前項の休憩室については、次の措置を講じなければならない。

- 一 入口には、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設けること。
- 二 入口には、衣服用ブラシを備えること。

3 労働者は、第一項の作業に従事したときは、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。

(床)

第二十九条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。

(掃除の実施)

第三十条 事業者は、前条の作業場及び休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければならない。

(洗浄設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

(容器等)

第三十二条 事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそ

れがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

- 2 事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない。
- 3 事業者は、石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならない。
- 4 事業者は、石綿等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならない。

（使用された器具等の付着物の除去）

第三十二条の二 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

（喫煙等の禁止）

第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

（掲示）

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨
- 二 石綿の人体に及ぼす作用
- 三 石綿等の取扱い上の注意事項
- 四 使用すべき保護具

（作業の記録）

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

- 一 労働者の氏名
- 二 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要、当該作業に従事した期間、当該作業（石綿使用建築物等解体等作業に限る。）に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要並びに次条第一項の記録の概要
- 三 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿等の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号及び次条第一項第二号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号及び次条第一項第二号において「周辺作業従事者」という。）にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要、当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱う作業（石綿使用建築物等解体等作業に限る。）に係る事前調査及び分析調査の結果の概要、次条第一項の記録の概要並びに保護具等の使用状況
- 四 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

（作業計画による作業の記録）

第三十五条の二 事業者は、石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、当該石綿使用建築物等解体等作業に係る第四条第一項の作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを当該石綿使用建築物等解体等作業を終了した日から三年間保存するものとする。

- 一 当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間
- 二 周辺作業従事者の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間
- 2 事業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当該記録の作成者又は石綿使用建築

物等解体等作業を行う仕事の発注者の労働者（いずれも呼吸用保護具（吹付石綿等除去作業が行われている場所に当該者を立ち入らせるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。）及び作業衣又は保護衣を着用する者に限る。）を第六条第二項第一号及び第六条の二第二項第一号（第六条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定により隔離された作業場所に立ち入らせることができる。

試案に関するお問い合わせ、ご指摘は下記宛てにお願いします

 TGK (株)東北技術検定研修協会	
本 社 〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-26ネオハイツ勾当台2F	問い合わせ E-mail : info@touhokugiken.com
TEL 022(738)9312 FAX 022(738)9365	
お振込の場合は右記まで 七十七銀行 本店（昔）0213691 (株)東北技術検定研修協会（本社住所）〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-26-2F	